

議案第 29 号

飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
について

飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

県営中山間地域総合整備事業において、事業完了した地区を削除し、新たに事業
開始する北吉城地区の分担金を定めるための改正

飛驒市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

飛驒市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例（平成16年飛驒市条例第162号）の一部を次のように改正する。

別表古川西地区及び神岡地区の部を削り、同表に次のように加える。

北吉城地区	農業用排水路施設整備	総事業費の5%
	農道整備	総事業費の5%
	農用地改良	総事業費の5%
	農業集落道整備	徴収しない
	農業集落防災安全施設整備	徴収しない

別表備考第1項を削り、同表備考第2項の項番号を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行			改 正 案		
第1条から第8条まで 略 附 則 略			第1条から第8条まで 略 附 則 略		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
地区名	区分	分担金の総額	地区名	区分	分担金の総額
古川西地区	農業用排水路施設整備				
	<u>一等水路、二等水路</u>	徴収しない			
	<u>三等水路、その他の水路</u>	総事業費の5%			
	農地防災	総事業費の5%			
神岡地区	農業用排水路施設整備	総事業費の5%			
	農道整備	総事業費の5%（ただし市道認定路線は徴収しない）			
	農業集落道整備	徴収しない			
	農業集落防災安全施設整備	徴収しない			
飛騨西部地区	略	略	飛騨西部地区	略	略
	略	略		略	略
	略	略		略	略
	略	略		略	略
			北吉城地区	農業用排水路施設整備	総事業費の5%
				農道整備	総事業費の5%

_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

備考

- 1 この表中、一等水路、二等水路、三等水路及びその他の水路の区分は、
飛騨市土地改良事業分担金徴収条例（平成 16 年飛騨市条例第 164 号）の
規定を準用する。
- 2 事務費は、総事業費に含まない。

農用地改良	総事業費の 5%
農業集落道整備	徴収しない
農業集落防災安全施設整備	徴収しない

備考

_____事務費は、総事業費に含まない。

飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の 一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

県営中山間地域総合整備事業において、事業完了した地区を削除し、新たに事業開始する北吉城地区の分担金を定めるための改正

2 改正の内容

県営中山間地域総合整備事業の古川西地区は平成25年度に、神岡地区は平成29年度に事業完了しており、今後適用する案件が無いことから削除し、新たに平成31年度から事業開始する北吉城地区の各事業について分担金の総額を定める。

3 施行日 平成31年4月1日